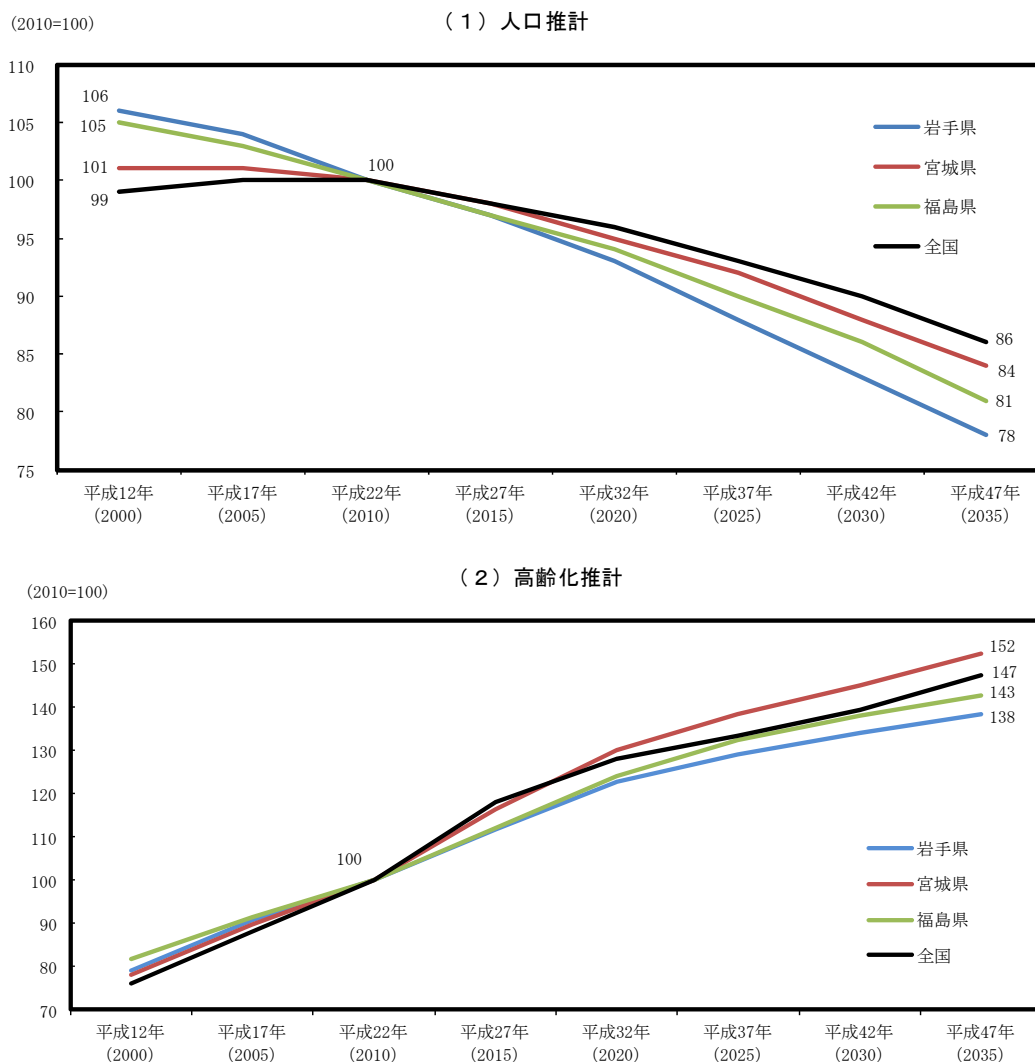


2. 復興における「集積のメリット」の追求

これまでみてきたとおり、被災3県は復興に向かって着実に歩みを進めている。しかし、1節でも少し触れたとおり、今後被災3県では応急仮設住宅に高齢者が取り残されていく懸念や、仮設住宅だけでなく、被災地域自体から若い世代が急速に減少していくことが危惧される。

被災3県の将来推計人口を見ると、全国に比べて人口減少が急テンポで進んでいる。また、高齢化率については、総じて全国と同様の傾向であるが、宮城県の高齢化は相対的に早いと推計されている（第2-3-6図）。人口減少・高齢化が進む現代ではよりコンパクトな地域づくりが求められており、被災3県においても、「集積のメリット」追求という観点から復興に向けた取組を考えていきたい。

第2-3-6図 被災3県及び全国の将来推計



(備考) 1. 2000～2010年までは総務省「国勢調査」より作成。
2. 2015～2035年までは国立社会研究所・人口問題研究所「都道府県別将来推計人口」より作成。

(1) 被災3県の復興計画における産業・商業の集積

(復興計画における産業の集中化への歩み)

被災3県及び市町村では震災後に復興計画を策定しており、そのなかでは産業や人口のコンパクトな集約などをうたっている。第2-3-7表は、それらに関連する内容を被災3県の復興計画から抜粋したものである（下線は内閣府にて加筆）。

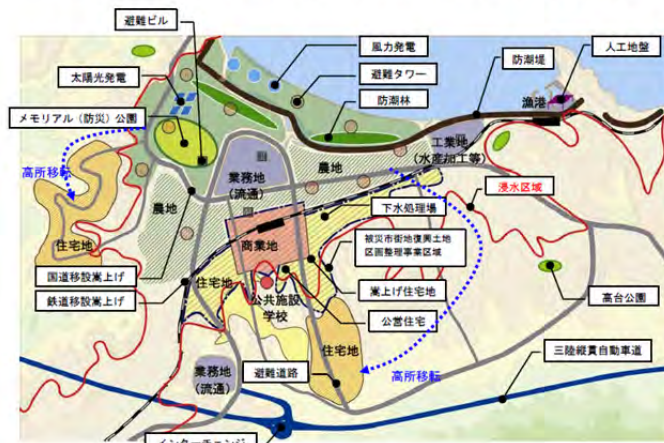
第2-3-7表 被災3県の復興計画における産業の集中などに関する内容

岩手県	宮城県	福島県
<p>【コンパクトな都市形成】 住民生活や企業活動に必要な機能を一定エリアにコンパクトに集約し、効率的な市街地整備を図るとともに、住民や地域の復興意欲を集中し、まちづくりの原動力とする。特に、街のぎわいを作り出すことが復興の第一歩であることから、住居地と商業地、業務地を近接又は一体化するよう配慮する。</p> <p>【産業の再生と活性化】 水産業など沿岸地域の強みである地場産業や地域の経済を支える基幹産業の再生に加え、復興に寄与する新たな産業を育む基盤づくりのため、防災施設や都市施設の整備と適正な土地利用の誘導を図る。特に、水産業は漁港・集落が一体となって形成され、生産活動を行ってきたことから、効率的な生産が図られるよう居住地と業務地の配置について配慮する。</p>	<p>【水産県みやぎの復興】 震災により水産業に関連する生産基盤や関連産業は壊滅的な被害を受け、漁業者の高齢化などが進む厳しい状況下においては、これまでの水産業の「原形復旧」は極めて困難。このため、本県水産業の復興と発展に向けて、法制度や経営形態、漁港のあり方等を見直し、新しい水産業の創造と水産都市の再構築を推進する。</p> <p>①水産業集積地域、漁業拠点の集約再編 「水産業集積拠点漁港」を再構築するとともに、漁港の3分の1程度を「沿岸拠点漁港」として選定し、当該漁港に機能を集約再編しつつ、優先的に復旧する。また、拠点漁港以外については、安全に利用できるよう必要な施設の復旧を行う。また、流通加工団地等の漁港背後地を一体的に整備し、水産業関連産業の集積を図る。</p> <p>②新しい経営形態の導入 沿岸漁業・養殖業の振興に向けて、施設の共同利用、協業化等の促進や民間資本の活用など新たな経営組織の導入を推進する。</p> <p>③競争力と魅力ある水産業の形成 水産業の集積度と付加価値の向上に向けて、漁業を中心とした産業の集積・高度化に努める。関連産業との連携のもとに流通体系を再整備し、水産加工品のブランド化、6次産業化等の取組を推進する。</p>	<p>【農林水産業再生プロジェクト】</p> <p>①農業の再生 担い手の農家が当該農地を買入れ、農地の集約活動や農地の生産性回復の取組を支援する。また、認定農業者を中心とする担い手農業者に農地を利用集積し、効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、農地保有の合理化（規模拡大、農地の集団化等）を促進する。</p> <p>②漁業の再生 経営の協業化、低コスト生産等により収益性の高い漁業経営を推進する。また、産地市場や漁協の再編整備を推進し、水産物の価格向上や漁業の効率化を図る。さらに、共同利用漁船、共同利用施設の新規導入を支援し、漁村地域からの担い手流出を防ぐ。</p> <p>【津波被災地復興まちづくりプロジェクト】 県有建物の復興と防災機能の強化を図るために、ファミリーマネジメントの考え方に基づいた最適な建物の配置及び建物機能の集約並びに共同利用などの可否を検討し、建物の資産戦略を策定する。</p>

(備考) 岩手県、宮城県、福島県の各復興計画より作成。

岩手県の復興計画からはコンパクトな集約や高台移転などを活用しつつ、効率的なまちづくりを目指していることがわかる。第2-3-8図は都市の再生を中心とした復興モデルのイメージである。

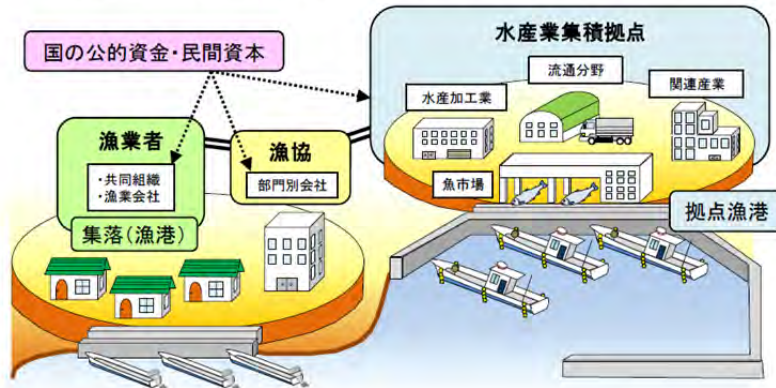
第2-3-8図 岩手県復興計画における都市再生型モデルのイメージ図



(備考) 岩手県復興計画より抜粋。

宮城県の復興計画では水産業に関する集積についても記載されている。宮城県の水産業は、国の公的な資金や民間資本を活用しながら、家族経営などの零細な経営体の共同化や漁業経営の改善を促すなど、効率的で安定した生産基盤を構築するとともに、全国一の水産業集積拠点を目指している。水産業再構築のイメージが第2-3-9図である。また、具体的な拠点漁港の再編案が検討されており、これまでの漁港から約3分の1を機能強化漁港（沿岸拠点漁港から改称）として震災後に新たに選定した（第2-3-10表）。

第2-3-9図 宮城県復興計画における水産業再構築のイメージ図



(備考) 宮城県復興計画より抜粋。

第2-3-10表 宮城県における拠点漁港の再編案

市町村	水産業 集積拠点漁港	機能強化漁港	地区漁港
気仙沼市 旧気仙沼市	気仙沼	松岩、波路上、浦の浜、長崎、要害、鶴ヶ浦	磯草、駒形、横沼、川原、杉ノ下
旧唐桑町		鮎立、大沢(唐桑)、石浜(唐桑)、宿舞根	館、岩井沢、載釣、小田浜、只越、金取、馬場 笹浜、滝浜、長浜、津本、神止浜、小鯖
旧本吉町		日門、大沢(津谷)、蔵内	前浜、赤牛、土台磯、二十一浜、今朝磯、大谷
南三陸町 旧志津川町	志津川	波伝谷 荒砥、津ノ宮	細浦、清水、平磯、折立、水戸辺、滝浜、藤浜 長清水、寺浜
旧歌津町		泊、伊里前、ばなな、菫浜	港、田浦、石浜(歌津)、稲淵、館浜、寄木
石巻市 旧石巻市	石巻	渡波、福貴浦、桃ノ浦、仁斗田	小竹、折ノ浜、蛤浜、月浦、侍浜、牧ノ浜、竹ノ浜 大泊、狐崎
旧北上町		北上	白浜
旧河北町		長面	
旧雄勝町		船越、大須、水浜分浜	名振、荒、宇島、熊沢、羽坂、桑の浜、小島 明神、雄勝
旧牡鹿町		奇磯、鮎川、網地、谷川、小淵 長渡、給分、小網倉	前網、鮫ノ浦、泊(大原)、新山、十八成浜、大原、池ノ浜
女川町	女川	指ヶ浜、尾浦、出島、寺間、塚浜、飯子浜、竹浦	御前、桐ヶ崎、野野浜、小屋取、江の島
東松島市 旧鳴瀬町		東名、室浜、里浜	浜市、野蒜、大浜、月浜
松島町		磯崎、名籠	銭神、高城、古浦
利府町			浜田、須賀
塩竈市	塩釜	桂島、寒風沢、野野島	
七ヶ浜町		菖蒲田	松ヶ浜
仙台市			深沼
名取市		関上	
亶理町		荒浜	
山元町			磯浜

(備考) 1. 宮城県農林水産部提供資料より作成。
2. 2012年3月末時点。

さらに、宮城県の水産業復興の方向性を見ると（第2-3-11表）、まずは2013年度までに漁港を復旧させるべく努力することがわかる。さらに、2014年度以降は拠点漁港を中心とした発展的復興を行うことが予定されている。

第2-3-11表 宮城県における水産業復興の方向性

計画期間	年度	内容
復旧期（3年間）	2011～2013年度	・水産業拠点漁港（気仙沼、志津川、石巻、女川、塩釜）及び、沿岸拠点漁港（機能強化漁港）に漁港機能を集約再編しつつ、優先的に復旧を行う。 ・拠点漁港以外の漁港（地区漁港）についても、漁港を安全に利用できるように、基本的な施設の復旧について順次着手する。
再生期（4年間）	2014～2017年度	・水産業集積拠点漁港5漁港及び沿岸拠点漁港55漁港において、新たな漁港整備を本格化させ、沿岸拠点漁港については水産物の加工施設等が集積できるような施設整備を進める。
発展期（3年間）	2018～2020年度	・水産業集積拠点漁港5漁港では、高度化された魚市場等の流通機能や背後地の水産加工施設が有機的な繋がりをもち、国内はもとより海外をも視野に入れた水産物の供給が行えるように整備を進める。 ・沿岸拠点漁港55漁港では、加工・流通から直販までの6次産業化などの事業を実施できる施設整備を更に進める。

（備考）宮城県「宮城県水産業復興プラン」より抜粋。

（簡単ではない漁港の集約）

宮城県では拠点漁港の集約に向けた取組があるものの、現実的には第2-3-12表のような「技術的な問題」、「地域の崩壊」といったデメリットがあり、なかでも不安を理由に挙げるものが多く集約は簡単ではない。一方、漁港集約化のメリットとしては、人が少なくなる中で、加工施設や倉庫等の集約による費用負担の軽減などが挙げられている。

表2-3-12表 集約を進めるメリット・デメリット

集約を進めるメリット	集約を進めるデメリット
<ul style="list-style-type: none"> ・後継者が少なくなっており、震災前と同規模に復旧しても施設だけが過剰となるため、加工施設や倉庫等を集約すべき。 ・港近くに水産加工業が集積すると、魚のにおいも一か所にまとまり気にならない。また、排水処理施設が1か所ですら足りる。 ・漁業従事者がこれからも減ることを考えると、組合員も減少し漁協も現状の運営が厳しくなる。復旧費用を抑えコンパクトにする必要がある。 	<p>【技術的な問題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁港同士が離れており物理的に集約ができず、中央部に大きな漁港を有しない場合は集約がしにくい。 ・漁場により採れる魚種が異なるため、漁港を集約しても冷凍庫や市場などの施設は複数作る必要がある。 ・複数の漁港を1つに集約する場合、集約先に十分な面積がとれない可能性がある。 ・漁港移転により付近に立地する水産加工会社等にも影響が出る。 <p>【地域の崩壊】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生まれ育ったところに住みたいと考える人が多い。また、漁師には目の前の浜が自分の漁場という考え方があり。 ・今までそこにあったものがなくなることへの寂しさ、また慣れない環境へ身を置くことへの不安がある。 ・集約の結果会社が移転した場合、従業員がついてきてくれるか不安である。また、高齢者が多く、辞める人が出てくる。

（備考）被災地へのヒアリング情報から作成。

(進む復興特区制度の認定)

復興特区制度は、地方公共団体が作成する復興特区に係る計画に基づき、規制・手続の特例、税・財政・金融上の特例、土地利用再編の特例を活用できる制度である³⁶。

地域の提案に基づき「国と地方の協議会」の協議等を経たうえで新たな特例等を追加・拡充しており、規制・手続、税制上の特例措置等を内容とする復興推進計画の申請、認定が第2-3-13表のとおり進められている。

第2-3-13表 復興推進計画の認定状況一覧

県名	認定日	申請主体	計画の概要	計画の効果
青森	3月2日	青森県・4市町	・産業集積関係の税制上の特例(国税、地方税) ・工場立地法等に基づく緑地等規制の特例	グリーンイノベーション関連産業、食品関連産業等について、企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進される。
	6月26日	三沢市	・金融上の特例(利子補給金の支給)	冷凍食品製造工場の整備が促進される。
岩手	2月9日	岩手県	・医療機関に対する医療従事者の配置基準の特例 ・薬局等構造設備規則の特例等	医師等が少ない現状でも必要な医療・福祉サービスの提供が可能となり、訪問リハビリ事業所や薬局の整備が促進される。
	3月30日(8月28日変更認定)	岩手県	・産業集積関係の税制上の特例(国税、地方税) ・医療機器製造販売等の許可基準の緩和	電子機械製造関連産業などの製造業や医薬品関連産業について、企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進される。
	8月3日	釜石市	・用途規制の緩和に係る特例(建築基準法の特例)	工業専用地域において、商業施設の整備が促進される。
宮城	2月9日(5月25日変更認定)	宮城県・34市町村	・産業集積関係の税制上の特例(国税、地方税) ・工場立地法等に基づく緑地等規制の特例	ものづくり産業(自動車関連産業、高度電子機械産業等)について、企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進される。
	3月2日	仙台市	・産業集積関係の税制上の特例(国税、地方税)	農業及び農業関連産業について、企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進される。
	3月23日	塩竈市	・産業集積関係の税制上の特例(国税、地方税) ・金融上の特例(利子補給金の支給)	観光関連産業について、企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進されるとともに、観光関連産業及び水産加工業の中核施設整備が促進される。
	3月23日	石巻市	・産業集積関係の税制上の特例(国税、地方税) ・指定会社に対する出資に係る税制上の特例(国税)	商業、福祉・介護業等について、企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進される。 まちづくり会社の財務基盤が強化され、同社のまちづくり支援活動が活性化される。
	3月23日	石巻市	・農地法の特例(農地転用許可基準の緩和)	乾燥調製貯蔵施設の迅速な整備が実現する。
	4月10日	宮城県	・医療機関に対する医療従事者の配置基準の特例 ・医療機器製造販売等の許可基準の緩和等	医師等が少ない現状でも必要な医療・福祉サービスの提供が可能となり、訪問リハビリ事業所や薬局の整備が促進される。 事業者が設置が義務付けられている責任者の確保が容易になり、医療機器製造販売業の立地が促進される。
	6月12日	宮城県・17市町村	・産業集積関係の税制上の特例(国税、地方税)	情報サービス関連産業(ソフトウェア業、コールセンター、データセンター等)について、企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進される。
	7月27日(9月28日変更認定)	石巻市	・産業集積関係の税制上の特例(国税、地方税)	商業及び観光関連産業等について、企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進される。
	9月28日	七ヶ浜町	・用途規制の緩和に係る特例(建築基準法の特例)	町内中心部の高台地区(第一種中高層住居専用地域)において、第二種中高層住居専用地域と同様の一定規模の事務所の建築が可能となる。
	9月28日	宮城県・11市町	・産業集積関係の税制上の特例(国税、地方税)	農業及び農業関連産業について、企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進される。
福島	3月16日	福島県	・医療機器製造販売等の許可基準の緩和	事業者が設置が義務付けられている責任者の確保が容易になり、医療機器製造販売業の立地が促進される。
	4月20日	福島県・59市町村	・産業集積関係の税制上の特例(国税、地方税)	輸送用機械、電子機器、医療・福祉機器関連産業等について、企業の新規立地・投資並びに被災者の雇用が促進される。
	4月20日	会津若松市	・金融上の特例(利子補給金の支給)	製造業の中核施設整備が促進される。
	4月20日	福島県	・医療機関に対する医療従事者の配置基準の特例等	医師等が少ない現状でも必要な医療・福祉サービスの提供が可能となり、訪問リハビリ事業所の整備が促進される。
	7月27日	南相馬市	・応急仮設建築物の存続期間の延長に係る特例	応急仮設建築物の存続期間について、期間を延長することが可能となり、仮設施設の整備を通じ中小企業等の再建が促進される。
	8月3日	福島県・59市町村	・確定拠出年金に係る中途脱退要件の緩和	脱退一時金を地域振興事業に要する資金の一部に活用することを通じ、地域の活性化を促進する。
茨城	3月9日(9月28日変更認定)	茨城県・13市町村	・産業集積関係の税制上の特例(国税、地方税) ・工場立地法等に基づく緑地等規制の特例	自動車関連産業、基礎素材産業、電気・機械関連産業等について、企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進される。

(備考) 1. 復興庁「認定を受けた復興推進計画の一覧」より作成。
2. 網掛けは産業集積関係。
3. 2012年9月28日現在。

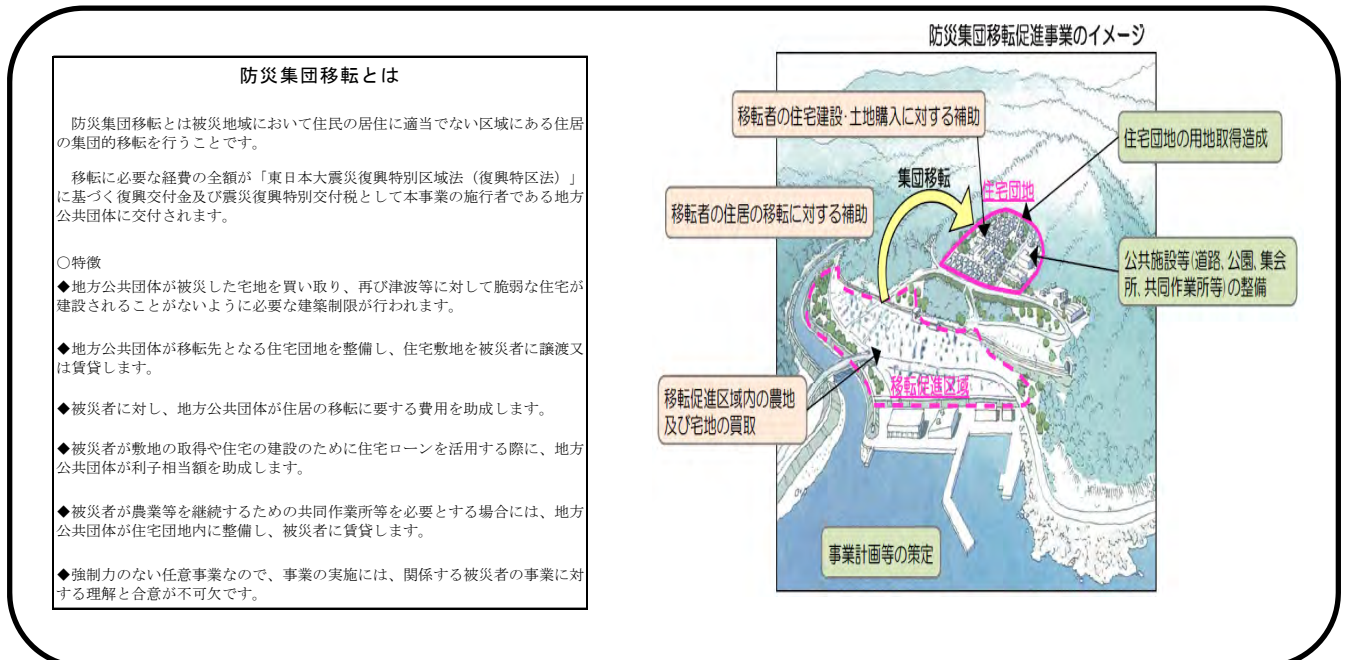
³⁶ 復興庁「復興の現状と取組」復興特区制度による。

(2) 移転による集積の形成

(早期の実施が期待される防災集団移転（高台移転）及び災害公営住宅)

防災集団移転とは、被災地域において住民の居住に適当でない区域にある住居の集団的移転を行うことであり、移転に必要な経費の全額が東日本大震災復興特別区域法に基づき本事業の施工者である地方公共団体に交付される（第2-3-14表）。住民は、住んでいた土地等を地方自治体を買取ってもらうことで、移転先の土地購入費用等に充てることができる。2012年9月24日時点で、集団移転事業計画策定済地区は3県21市町村で16,035戸あり、今後事業移転計画策定は進展することが期待される（第2-3-15表）。

第2-3-14表 防災集団移転について



(備考) 国土交通省「東日本大震災の被災地で行われる防災集団移転促進事業」より作成。

第2-3-15表 集団移転促進事業計画策定済地区について

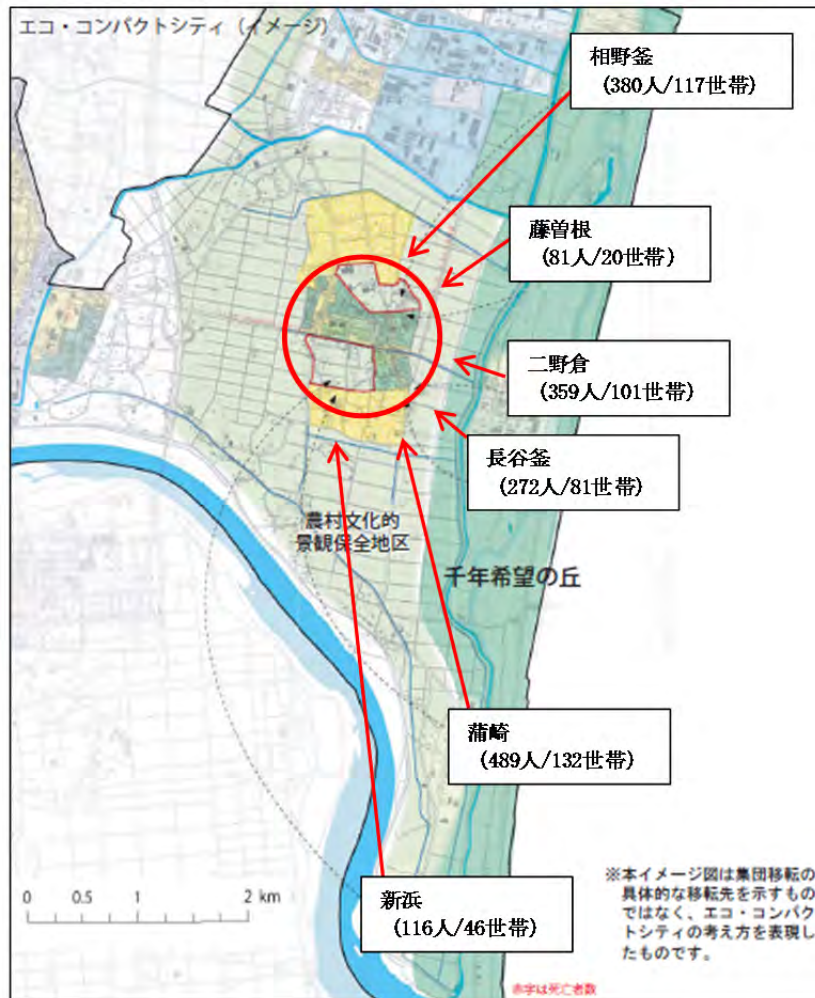
県名	市町村名	地区数	移転促進区域（移転元）からの移転戸数（戸）	事業期間
岩手県	野田村	1	109	2012年度～2015年度
	釜石市	8	365	2012年度～2014年度
	山田町	1	389	2012年度～2015年度
	大船渡市	5	115	2012年度～2014年度
	陸前高田市	1	184	2012年度～2014年度
	大槌町	6	1,753	2012年度～2015年度
	宮古市	1	20	2012年度～2015年度
	合計	23	2,935	
宮城県	岩沼市	1	471	2011年度～2013年度
	石巻市	24	681	2012年度～2014年度
	気仙沼市	23	782	2012年度～2015年度
	仙台市	1	1,706	2012年度～2015年度
	南三陸町	12	1,814	2012年度～2015年度
	女川町	1	1,919	2012年度～2015年度
	亘理町	1	576	2012年度～2014年度
	東松島市	1	2,418	2012年度～2016年度
	七ヶ浜町	1	378	2012年度～2015年度
	名取市	1	157	2012年度～2013年度
合計	66	10,902		
福島県	相馬市	1	826	2012年度～2015年度
	いわき市	3	66	2012年度～2013年度
	新地町	1	358	2012年度～2015年度
	南相馬市	1	948	2012年度～2014年度
合計	6	2,198		
計	21市町村	95地区	16,035戸	

- (備考) 1. 国土交通省「東日本大震災の被災地における集団移転促進事業計画策定済地区一覧」より作成。
 2. 移転促進区域からの移転戸数には、本事業で整備する住宅団地以外へ移転する戸数も含む。
 3. 2012年9月24日時点。

宮城県岩沼市では、被災地全体の先陣を切って2012年8月5日に、防災集団移転事業の移転先である地区の造成工事の起工式が行われた。岩沼市では、津波による被害を受けた沿岸6地区の住民を内陸山側の農地へと集団移転する計画を立て、エコ・コンパクトシティ構想を掲げる（第2-3-16図）。6地区の防災集団移転対象地域の移転対象となる471戸のうち、377戸が移転する計画となっており、高齢者が安心して暮らすことができるように福祉施設や高齢者住宅などを整備するほか、自然エネルギーを活用したエネルギー自立型のコンパクトなまちづくりを目指す。

岩沼市では、震災後から移転先の地権者や地域住民全体に、事業の内容や必要性、目指すまちの理想などについてアンケート調査するほか、地区懇談会などを繰り返し説明することで、地域が団結して事業に取り組む雰囲気醸成してきており、今後は2013年7月末までに盛土造成を行い、道路や公園などの公共施設を整備したうえで2013年度末には移転を開始する計画となっている。

第2-3-16図 岩沼市のエコ・コンパクトシティの考え方



(備考) 岩沼市「岩沼市震災復興計画ランドデザイン」より作成。

また、災害公営住宅は、自力で自宅再建が困難な人を対象に安価な賃貸を県や市町村が提供するもので、被災3県合計で2万戸以上が必要と想定されているが、岩手県で約5,600戸、宮城県で約2,700戸(第2-3-17表)の整備方針が示された³⁷。

集団防災移転と災害公営住宅整備の進捗状況をまとめたものが第2-3-18表である。

集団防災移転に関するメリットは、一度津波に遭遇した住民がもう津波の来ない地域に居住するための土地を入手できることである。ただし、この事業を実施する上では、移転先となる山林所有者の了解を得る必要があること、移転先は平地ではなく山林開発に1~2年といった時間がかかることが予想されること、住宅建設費用を自前で準備する必要があること、といったハードルがある。新しく与えられた土地に自宅を建設する費用を持たない場合には災害公営住宅に入居する方法もある。

³⁷ 福島県は未定。

これらのハードルをクリアするには時間がかかることが予想されるが、地域全体の移転には住民の総意が必要であり、粘り強くこの事業を推進していく必要がある。

第2-3-17表 災害公営住宅の整備状況

(1) 岩手県		(2) 宮城県	
市町村名	戸数	市町村名	戸数
洋野町	4	仙台市	1,067
久慈市	15	石巻市	240
野田村	120	塩竈市	80
田野畑村	112	気仙沼市	160
岩泉町	53	多賀城市	160
宮古市	730	岩沼市	224
山田町	738	東松島市	41
大槌町	980	大崎市	45
釜石市	1,049	亘理町	100
大船渡市	800	山元町	110
陸前高田市	1,000	七ヶ浜町	102
合計	5,601	涌谷町	30
		女川町	200
		南三陸町	100
		合計	2,659

(備考) 岩手県「災害復興公営住宅の整備状況について」2012年9月24日現在、
宮城県「災害公営住宅整備状況」2012年9月28日現在より作成。

第2-3-18表 防災集団移転と災害公営住宅整備の進捗状況

	想定	調査費措置 ^{※備考2}	事業費措置 ^{※備考2}	法定手続き済
防災集団移転促進事業	276地区	276地区	184地区	159地区(95地区 ^{※備考3})
災害公営住宅整備事業	2万戸以上 ^{※備考4}	48市町村	41市町村(約8,300戸)	

- (備考) 1. 復興庁「復興の現状と取組」より作成。2012年10月16日現在。
2. 第1～3回の復興交付金配分対象の地区数。なお、災害公営住宅の場合、調査費措置は「用地取得費または設計費を措置したもの」、事業費措置は「建設費を措置したもの」を意味する。
3. 複数の復興交付金配分地区をまとめて集団移転促進事業計画の大臣同意を取得する場合があります、
()内の値はその集団移転促進事業の数を表す。
4. 主な内訳は、岩手県約5千6百戸、宮城県約1万5千戸(福島県は未定)。

(ケーススタディ：石巻市)

石巻市では8月末現在、24地区の集団移転が計画されて(事業計画について国土交通大臣の同意を得て)いる(第2-3-19図、第2-3-20表)。大部分の集落は、周辺に位置する高台山林への移転を計画しているが、熊沢と大須(住宅被害戸数11戸)は両者の中間点の高台に移転するなど集約化も計画されている。

また、住宅被害数681戸に対して住宅移転数は547戸となっており、このデータを機械的に見ると8割の住民が移転に対して賛成していることがうかがえる。ただし、常に発生することであるが、山林を居住地として開発することに伴う地価上昇は、予期せざる所得再分配を起こすなどの課題も考えられる。

石巻市は7つの自治体の合併により成立した市であるが、コンパクトシティは以前から中心となってきたJR石巻駅付近の人口等集積地を核としていくことを考えている(第2-3-21図)。現在もJR石巻駅付近の中心市街地には、市役所や国・県の地方機関、商業施設や医療施設など市民の生活を支える多様な都市機能が集積しているが、さらなる商業集積やまちなか居住を促進させる市街地再開発事業等を導入して中心市街地の高度化を図ることが、石巻市震災復興基本計画の復興整備方針にも記載されている。

さらに、震災前は南浜地区にあり津波により被害を受けた石巻市立病院をJR石巻駅付近に移転させるという計画もあり、高齢化が進む同地域で当該病院を核とし人口集約を図っていくことを意図していることがうかがえる。

第2-3-19図 石巻市の地域拠点や高台移転などのイメージ



(備考) 石巻市「石巻市復興整備計画」より抜粋。

